令和８年 11 月 27 日

国　税　審　議　会

令和８年度（第 76 回）税理士試験
（所得税法及び住民税）の採点について

令和８年度（第 76 回）税理士試験において、試験科目である「所得税法」及び「住民税」の試験問題に、以下のとおり誤りがありました。

【所得税法】

○　第二問

本問につきましては、【資料Ⅳ】１において、「乙は」と記載すべきところ、「甲は」と記載していたことから、本来の出題の意図とは異なる出題内容となっていました。

【住民税】

○　第二問

本問につきましては、【資料】（５）甲の兄（昭和 53 年 12 月４日生）の所得等の状況の（注１）及び（注２）において、「甲の兄」と記載すべきところ、「甲の次男」と記載していたことから、甲の兄に係る令和８年度分として納付すべき税額について、本来の出題の意図とは異なる税額が算出される出題内容となっていました。

受験者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

これらの問題の採点に当たりましては、誤りがあった資料に係る箇所については、すべての受験者が正答していたものとして取り扱うこととしました。

さらに、当該誤りに起因して複数の解答が生じ得る箇所については、各解答の前提に基づき整合的に計算がなされているものを正答として取り扱うこととしました。

出題に誤りがありましたことを重く受け止め、来年度税理士試験以降の出題に当たっては、万全の態勢で細心の注意を払い、チェック体制の強化等を図ることにより、再発防止に努めてまいります。